公営住宅の申込受付

松浜地区 坂井輪地区 に九十戸建設

十月十五日～十一月五日

新潟市では三十三年度建設にかかる公営住宅の入居申込の受付を公募することになりましたのでお希望の方は期間内に申込み下さい。受付期間は十月十五日から十一月五日、受付場所は民生課の住宅係となつております。入居の資格は本市の世帯構成者もしくは本市に勤務先を有する者で、住宅の困窮が明らかな者で第一種住宅の収入基準は扶養親族一人につき千円を控除した額が当該住宅の家賃の六倍以上十七倍以下の収入を有する者となつております。但し第二種住宅についてはこの限りでありません。尚申込みの際には居住人員を照合するため飯米通帳又は健康保険証を持参下さい。その他、従来の申込書類並に住宅入居に関する書類はこの申込書受付によつて一切無効といたしますから御了承下さい、尚詳細については申込書受領の際住宅係にお問合せ下さい。受付ける住宅の内容は表をご覧下さい。

◇申込受付する住宅の内容

住宅種別	戸数	間取	月額予定家賃	建設場所	建設主体
第一種簡易耐火平家建住宅	二〇	六畳・六畳物置	三,000円	坂井輪地区寺尾	市
第二種簡易耐火平家建住宅	一八	六畳・四、五畳物置	二,300	松浜町	市
第二種簡易耐火小家族向住宅	一二	六畳	一,500	坂井輪地区寺尾	市
第二種木造住宅	四〇	六畳・四、五畳物置	二,000	松浜町	市
第一種中層耐火住宅	一八	六畳・四、五畳	三,100	坂井輪地区寺尾	県
備考	この申込みは既設の県・市営住宅が空室となつた場合も該当します。				

分譲住宅購入申込受付中

環境良好の土地つき文化住宅

坂井輪地区　八〇戸
松浜地区　二〇戸

住宅の間取り、分譲価格等の詳細は市政だより七月号にお知らせの通りですが、申込書は民生課住宅係にあります。受付期間は特に定めませんが建設戸数に達した場合は受付を〆切ります。尚来る十月十一日(土)午後一時三十分から、西堀保育園(西堀通三)で説明会を開き、終了後は坂井輪団地は今般宅地造成工事が完了し、ガス設備もすることになりましたので、松浜町の既成団地とともに住宅環境並に将来の住宅計画等を直接現場で説明するため、無料の貸切バスを運行いたしますから御利用をおすすめ致します。

住宅地の売却

市が都市計画事業として、施行中の松浜土地区画整理事業(松浜町地内)により、市の土地となる保留地を売却するために九月末までに買受希望者を募集しておりましたが更に第二次募集として左記により買受けの申込みを受付けますから、御希望の方は市役所計画課又は、松浜支所へ御申込み下さい

一、**申込受付期日**　十月一日より同月末日迄
二、**申込面積**　最低限度三十坪
三、**坪当り予定価額**　二〇〇〇円より二、二〇〇円程度
四、**代金納入期日**　昭和三十四年三月末日迄
五、**保留地の位置**については市計画課又は、松浜支所で御説明申し上げます。

国民健康保険料納入額証明書

必要のお方はお申込み下さい

三十三年度分の給与所得年末調整及び確定申告のため必要な「所得額より控除をうける国民健康保険料の納入額証明書」は昨年と同じ方法で、お申込により発行いたします。この申込用紙は十月中旬第二期の保険料決定告知書と一緒に町内の保険協力委員さんを通じて配分いたしますからこれに所要事項をお書込の上十月末日までに市役所保険課又は支所、出張所にお申込み下さい。証明書には三十三年一月一日から十一月三十日までに納入された保険料の総額を記載しますが、十二月中に納入された分は、その領収書を添えて所得税の控除をうけるようにして下さい。例年数万件に及ぶこの証明書発行は、皆様の意に添うよう迅速な処理を心がけておりますが申込書を期日までに提出せず、期限後に申出られますとその分については発行日がおくれ希望の日に間に合わぬこともありますので、申込と期日を守って下さい。証明書の発行日は十二月二十日頃の予定です。又本年に入り途中で国民健康保険の資格を喪失したご家庭へは申込用紙が配布されませんので、お手数でも保険課支所、出張所の窓口で直接お交付をうけて下さい。

更正保護運動強化について

県内には、かつて罪を犯し、今ではその前非を悔いて真人間になろうと努力している人が約一万五千名をこえています。これらの人々の多くは、貧乏、失業、病気等のために、あるいは家族にすてられたり、悪い環境に生いたつたために、ついヤケをおこして罪をおかしてしまつたのです。世間一般の人は、罪を犯した人たちをみると同情する気持よりおそろしい者いやな者、のろわしい者と頭からきめてかかつて排斥するのが多いのです。もし我々が助けの手をのばし、あるいは励ましの言葉をかけてやつたら、こんなことにならなかつたかもしれません。

いまは前非を悔い、真人間になろうとして立ち上ろうとしているのですがなかなか働く口もなく、住む家もないという人もあります。このままにしておいたら「犯罪新潟」という汚名をうけ、われわれの住む地域の治安はおびやかされ、われわれの幸福がメチャメチャになるおそれがあります。

新潟県保護観察協会は、国に協力してこのような不幸な人々に、援護の手をのばしたり、或は保護観察の仕事や犯罪の予防に従事している民間の篤志家である保護司の活動がしやすいようにするための財政的援護を行っています。

しかしながらこのような運動は市民のみなさま方の協力を得なければ所期の目的を果すことは不可能ですので、御理解と御協力をお願いいたします

第一回新潟市勤労青少年講座開設案内

新潟市の商店街及中小企業体に働いておられる勤労青少年のために左記の通り講座を開くことになりました。この講座は知性の向上、豊かな趣味、職業に役立つ実技の実習をモツトーに青少年の生活向上に役立てたいと考えております。生活の余暇のひとときを活用して一人でも多くお誘い合せの上、講座に御参加下さい。

◎受講資格＝市内在住十五才以上の勤労青少年男女学歴を問いません。◎期日＝①金曜コース十月十七日(金)～十二月五日(金)八回②土曜コース十月十八日(土)～十二月六日(土)八回◎会場＝新潟市立寄居中学校◎受講時間＝毎回午後六時三〇分より午後八時三〇分まで(中間十分休憩)◎定員＝各科目とも五〇名◎受講料＝一科目五〇円(但しテキスト、実習役を要するものは実費をいただきます)◎其の他＝①申込は十月十三日必着で市教育委員会社会教育課青少年係宛に願います。②受講料は申込に添えて提出願い受講券を差し上げます。③各コース(金)(土)から一科目選定して申込願います。④一科目二十名以下の場合は中止することがあります。⑤申込み順に受付け定員になり次第締切ります。⑥詳細の要項は最寄公民館又は市社会教育課に用意致してありますからお申出下さい。係では多数の聴講をお待ちしております。

◎科目

コース	科目	内容	講師
金曜コース	謄写技術	孔版技術の初歩理論と実際	日青堂 田村美規氏
金曜コース	商校美術	ウインド、店内装飾法及ポスターの初歩理論と実習	大和デパート新潟店 名古屋一居氏
金曜コース	商店経営	最近の経済と商店経営について	新潟商工会議所理事 吉川良次郎氏
金曜コース	新聞の読み方と時事解説	新聞の正しい読み方と週間ニユース解説	新潟日報社学芸部長 吉田恭氏
金曜コース	世界を巡つて	世界各国の現情視察談及スライド映写	新大医学部 池田次郎氏外七氏
土曜コース	話し合いの技術	話し合いの形式と技術	県社会教育主事 増井悌三郎氏外二氏
土曜コース	演劇	演劇の理論と実際	新潟演劇研究会 斎藤希弌氏
土曜コース	音楽	音楽の構造(鑑賞を中心として)	新大教育学部 山田常三氏
土曜コース	青年心理	青年の心理と理解	新大教育学部 吉田寿吉氏
土曜コース	商業簿記	初級複式簿記の実際	県指導主事 堀江卓次氏

お医者さんの医療費が変ります

―十月一日から―

皆さんがお医者さんに支払う医療費は、点数表に単価をかけていくらときまるのですが、今度その単価が変り現在十一円五十銭のものが十円となり総体で医療費が八・五％上るよう点数表も改められました。

◎甲と乙の二つの点数表と標識

今度の点数表には、甲と乙の二つの表があつてお医者さんがその一方を自由に選べる事になつており、お医者さんの窓口には甲か乙かはつきり解る標識(診療報酬点数表甲、診療報酬点数表乙)が出されます。お医者さんは毎年四月一日から一カ年間は自分の選んだ表を使い、途中で変えることはできません、但し今年だけは十月一日から来年三月三十一日迄です。

◎甲表と乙表では費用が違つています。

甲の表を採つたお医者さんと乙表を採つたお医者さんでは同じ医療でも費用が違うこととなります主な治療内容をくらべてみると別表のようになります。

◎甲点数表を採用したお医者さん

本年度において新潟市で甲表を採用した病院及び医院は国立結核療養所、県立病院、大学病院、健康保険新潟病院、済生会新潟病院、信楽園、聖園サナトリウム、新潟精神病院、はまぐみ学園、新潟交通診療所、日通診療所、新潟鉄工診療所、日石診療所、日本鋼管診療所で、これ以外の病院や医院では乙表を採用することになります。又歯医者さんの方は全部甲表だけです。

甲のお医者さんと乙のお医者さんでは何の様に費用が違うか

国民健康保険を使えば此の金額の半分になります。

治療の内容		甲表	乙表	現在	説明
診察料	普通の時間(医師の窓口に書いてある時間)	180円	50円	46円	甲は病気が癒って又同じ医師に罹った場合でも一ケ月に一回だけ支払えばよい。乙は病気が癒って又新らしく同じ医師に罹るときは一ケ月に何回でも支払う。
	時間外	200	75	69	
	真夜中(午後10時～午前6時迄)	280	75	69	
再診料	(通院したとき)	その都度 50	他に何も治療がない時だけ 25	23	甲は医師に行った其の都度支払はなければならない。乙は他の治療を何もしなかったときだけに限られる。
入院料(一日分)	当市国保は入院料だけで食事代や看護料は含んでいない。 一ケ月以内 病院	280	一率	一率	甲では病院と普通の医院では料金が違い又月数によって違う。乙は入院してから退院まで同じ料金で又病院と医院で料金が違うことはない。
	一ケ月以内 医院	240			
	三ケ月以内 病院	250			
	三ケ月以内 医院	210			
	三ケ月以後 病院	220			
	三ケ月以後 医院	180	175	161	
往診	片道二粁(半里)迄昼間の往診	120	125	115	二粁(半里)を超える場合は二粁又はその端数を増す毎に甲は60円乙は63円(現行57円50銭)増る事になる。夜間は甲、乙、ともに二倍となる。
	片道四粁(一里)迄夜間の往診	360	376	345	
内服薬(のみぐすり)	散薬一日分(原価20円のもの)	17	44	44	甲ではのみ薬や注射は非常に安くなっている。之は初診料や再診料に含まれているからで乙では含まれていない。
	散水二剤一日分(15円以下のものと20円のもの)	26	61	59	
注射	20円の薬を皮下、筋肉に打ったとき	23	77	69	
	40円の薬を静脈に打ったとき	34	123	115	
検査	血圧や便(普通の方法)をしらべたとき	各 0	血圧 15 便 25	11.50 23	
	血沈や痰をしらべたとき	各 60	血沈 63 痰 50	57 46	
	血球数を(白,赤)しらべたとき	各 80	63	57	
レントゲン	フイルムを使はないで透視だけのとき	300	125	115	
	四ッ切フイルム一枚を使用したとき	664	625	575	
処置	マッサージや太陽燈をかけたとき	0	各25	各23	甲では殆んどが0になっているが之は簡単な治療や検査は初診料や再診料に含まれる事になっているからです。乙は現在の料金より大凡1点につき1円上る様になっている。
	手のひらや足のうらの大きさの治療をしたとき	0	50	46	
	面倒な洗眼,点眼をしたとき	0	37.50	34.50	
	耳の治療をしてペニシリンをつけたとき	0	37.50	34.50	
	婦人科の治療をしたとき(薬を何も入れないとき)	0	50	46	
	浣腸をして貰ったとき	0	38	34.50	
手術料 例	虫垂炎(盲腸)を(腰椎麻スイで)	4,600	3,125	2,875	甲では手術料の外の注射料やくすり代は殆んど原価ですむ様になつている。
	人工妊娠中絶手術を(静脈麻スイで)	1,400	1,250	1,150	
	痔核を(局所麻スイで)	300	188	172円50	
	脱腸(ヘルニヤ)を(腰椎麻スイで)	4,100	2,125	1,965	
	胃切除(全身麻スイで)	11,200	7,500	6,900	
	子宮切除(単純なもの)を(腰椎麻スイで)	9,600	5,625	5,175	

くすりの知識普及運動

くすりの正しい知識及び保健衛生の向上を目標に十月六日から十二日まで厚生省主催で全国的運動が開始され、新潟県でも次の事項を重点的に推進することとなりました又日本薬剤師協会でも十三日から十九日まで「薬と健康の週間」を開催することになつています。皆様もこの機会にくすりに対する認識を新らたにされるよう希望します。

一 薬品の正しい使い方の啓発、専門家の注意や薬の説明書の指示通り正しく使用しましよう。

二 医薬分業制度の認識の普及と推進

三 有機燐製剤の危害防止、特定毒物(フラトール、パラチオン、ホリドール等)の使用は必ず法で示された団体で防除を実施し、規定された方法で使用し、個人の使用、所持は絶対にやめましよう。

四 毒物劇物及び薬の知識取扱方法の普及、薬品の保存については必ず薬品名を記入し、他のものと誤用することのないように注意し毒薬、劇薬特に農家の方は農薬の使用残りは必ず鍵のかかる戸棚等に厳重保管する習慣をつけましよう。

五 習慣性、抗菌性及び生物学的製剤の知識並びに取扱の普及、習慣性医薬品(アダリン、アドルム等の催眠薬)抗菌性製剤(ズルフア剤、ペニシリン等の内服注射点眼薬)生物学的製剤(ワクチン等)は使用を誤りますと逆効果が甚だしく、社会的弊害を発生しますので、必ず医師の指示によつて使用し、指示もなく素人療法は絶対にやめましよう。

沿岸漁業臨時調査

(指定統計第九六号)

この調査は、農林省所管の調査で、来る**十一月一日**を期して全国の海面漁業者について一斉に実施されます。つまり調査の対象となる漁業者は、個人経営の方と会社や共同経営など団体経営の方を問わず、すべての漁業者となつております。

この調査の目的は、漁業経営や生活状態をよくする新しい水産行政を行うための資料を作成する重大な使命をもつております。このような大切な調査でありますので、立派な統計ができますよう、御協力をお願いいたします。

昭和三十三年度 工作機械設備統計調査

この調査は、**指定統計第四六号**として通産省所管の調査であります。調査対象は、日本標準産業分類中製造業に属する一鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、機械、電気機械器具、輸送用機械器具、計量器、測量機械、医療、理化学、光学機械および時計」等の製造業のうち通産省の指定した事業所となつております。本市では、約一六〇事業所がこの指定をうけており、これらの事業所が有する金属工作機械および第二次金属加工機械等について調査することになつております。調査の時期は**九月三十日現在**で実施されますから該当事業所は正しい申告に協力して下さい。

お詫び　新潟新風土記、各課めぐり休載。